

小平市無電柱化チャレンジプラン



令和 2 年 3 月

目 次

第1章 無電柱化チャレンジプランの概要	1
1 プラン策定の目的	1
2 国における無電柱化の動向	2
3 東京都における無電柱化の動向	3
4 プランの位置づけ	4
第2章 無電柱化の現状	5
1 これまでの無電柱化の実績	5
2 無電柱化の整備手法	7
3 整備における課題	8
第3章 小平市における今後の取組	10
1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	10
2 無電柱化の推進に向けた施策	14
3 施策を推進するために必要な事項	17
参考資料	18
用語解説	24

第1章 無電柱化チャレンジプランの概要

1 プラン策定の目的

電柱は、電気等を建物内へ引き込む電線を設置するために重要な役割を果たす一方で、災害時には電柱の倒壊により避難・救助活動及び物資輸送等の妨げとなるだけでなく、歩行者やベビーカー、車いす利用者等の通行の妨げとなっています。また、道路上に張り巡らされた電線は、良好な景観を損なうなど、防災や安全、景観等の観点から無電柱化の必要性・重要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、国では平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」を施行し、国や地方公共団体等の責務や推進計画の策定及び無電柱化施策の実施等について規定しました。

東京都においても平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」を施行し、平成31年3月には「東京都無電柱化推進計画」を改定して、無電柱化を進める対象とする道路や区市町村が行う無電柱化を促進していくための取組などを示しました。

このような背景から、「小平市無電柱化チャレンジプラン」を策定し、今後の市道における無電柱化の推進に関する基本的な方針、施策等を定めるものとします。



図1 電柱倒壊の被害事例

(出典：国土交通省ホームページ)

2 国における無電柱化の動向

(1) 無電柱化法の施行（平成 28 年 12 月）

国は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、無電柱化の推進に関する計画の策定等を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的として無電柱化法を施行しました。

(2) 無電柱化推進計画の策定（平成 30 年 4 月）

国は、無電柱化法に基づき、「無電柱化推進計画」を策定し、基本的な方針、無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項等について定め、無電柱化を推進しています。

3 東京都における無電柱化の動向

(1) 東京都無電柱化推進条例の施行（平成 29 年 9 月）

東京都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念、東京都等の責務、東京都無電柱化計画の策定・公表、無電柱化の推進に関する施策等について規定した「東京都無電柱化推進条例」を平成 29 年 9 月に施行しました。

(2) 東京都無電柱化計画の策定（平成 30 年 3 月）

東京都は、無電柱化の更なる推進に向けて、東京都無電柱化推進条例に基づいて「東京都無電柱化計画」を策定し、無電柱化事業の今後 10 年間の基本方針や目標等を定めました。

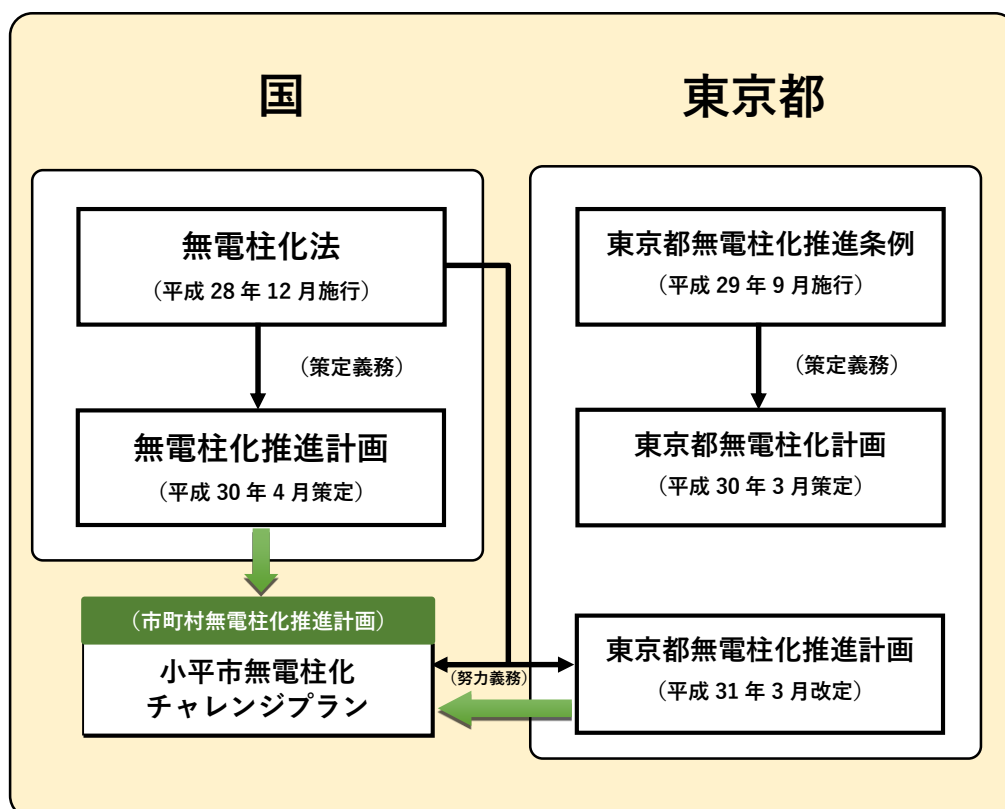
(3) 東京都無電柱化推進計画の改定（平成 31 年 3 月）

東京都は、昨今の大規模な自然災害に対応するための無電柱化の必要性や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都東京にふさわしい風格のある、快適で美しい都市景観を創出するため、平成 30 年度までを計画期間としていた第 7 期の「東京都無電柱化推進計画」を 2 年間延伸し、令和 2 年度（2020 年度）までに無電柱化を進める対象とする道路等を取りまとめ、改定しました。

4 プランの位置づけ

本プランは、無電柱化法で策定が努力義務とされている市町村無電柱化推進計画に相当するものです。国や東京都が定める無電柱化推進計画を基本として、市の無電柱化事業の実施に向けた、低コスト化・整備期間の短縮など技術面における整備手法の検討のほか、優先的に無電柱化を検討する路線を示すことにより、国や東京都の補助制度の活用を図るものです。

図2 小平市無電柱化チャレンジプランの位置づけ



第2章 無電柱化の現状

1 これまでの無電柱化の実績

小平市では、これまで都市計画道路事業や市街地再開発事業などに合わせて、無電柱化の整備を行ってきましたが、市道延長約 236.2 km に対し無電柱化道路延長は約 2.42km（整備延長は約 3.93km）で、無電柱化率は約 1.02%にとどまっています（平成 31 年 3 月現在）。

図3 小平市内における無電柱化実施事例



富士見通り（市道第A-30号線）



武蔵野美術大学前（市道第B-222号線）

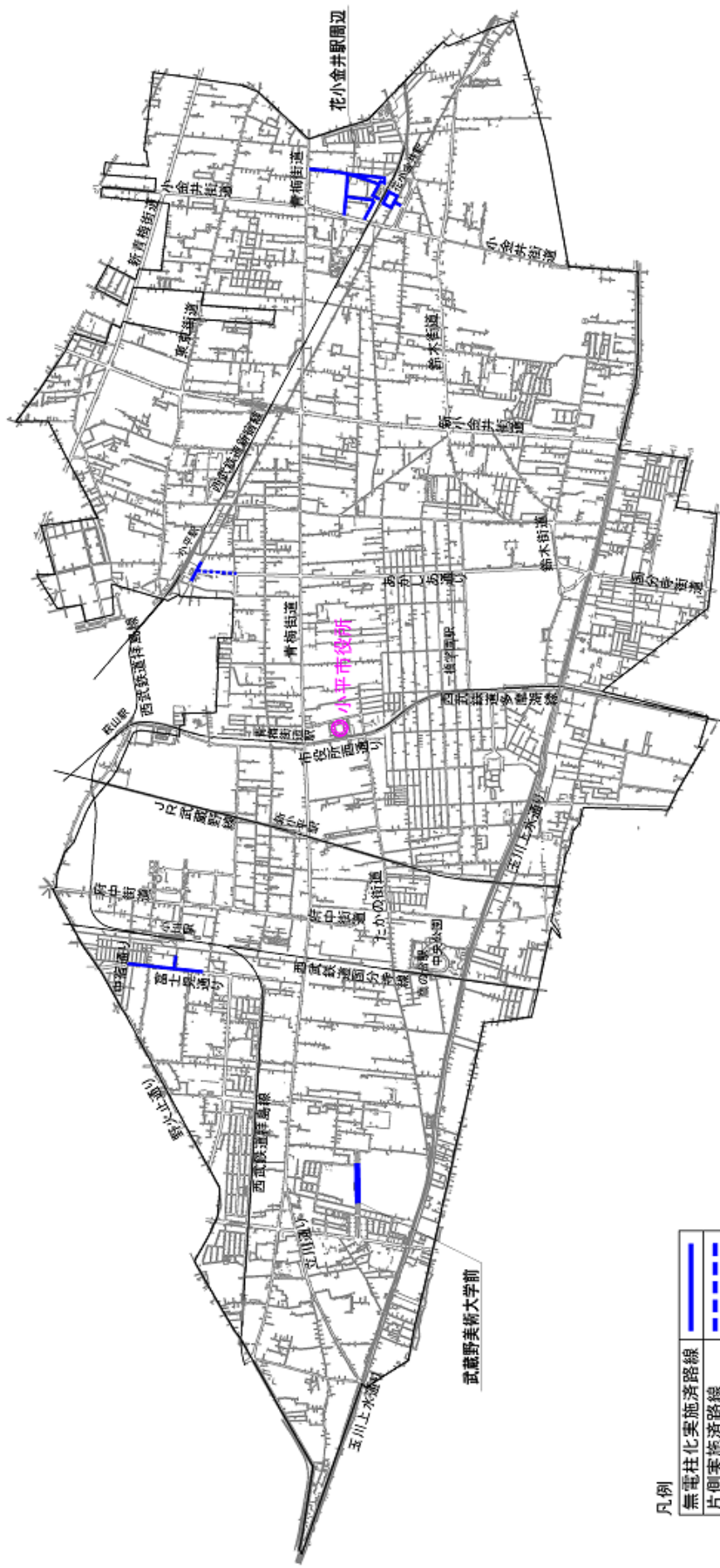


花小金井駅前通り（市道第D-78号線）



花小金井駅南口（市道第D-216号線）

図4 小平市道における無電柱化実施済路線



凡例

無電柱化実施済路線	—
片側実施済路線	- - -

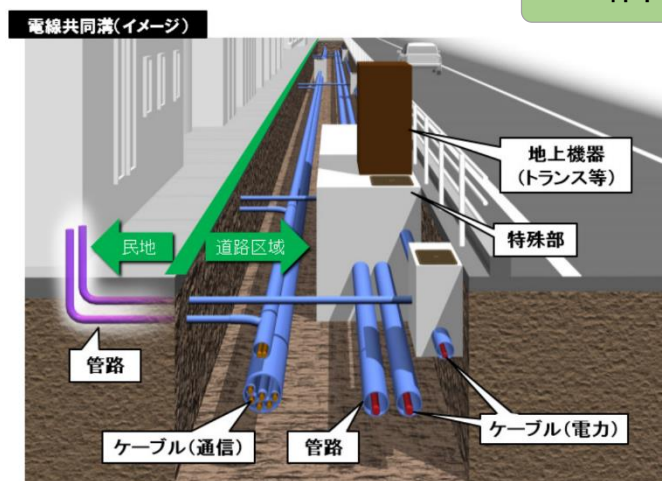
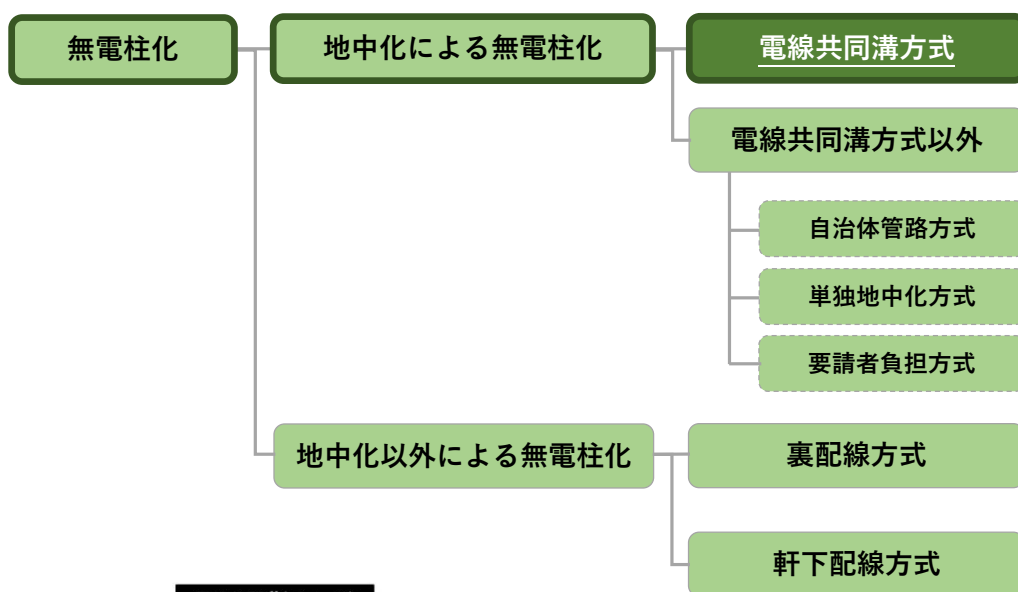
2 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法には、大きく分けて「地中化による無電柱化」と「地中化以外による無電柱化」があります。

東京都では、地中化による無電柱化の一つである電線共同溝方式を基本として無電柱化を推進することとしています。

電線共同溝方式は、現時点で最も一般的な整備手法であること、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月施行）」により手続等が明確化されていること、国や東京都の補助制度で補助対象となることから、東京都の考え方を踏まえ、小平市では電線共同溝方式を基本として無電柱化を推進します。

図5 無電柱化の整備手法



(出典：国土交通省ホームページ)

3 整備における課題

(1) 事業期間が長い

電線共同溝方式による無電柱化の整備は、設計段階から多数の関係機関（電線管理者、埋設企業者、交通管理者等）との調整が必要になることに加え、法的手続きや地上機器の設置位置の調整、既に道路に埋設されている上下水道やガスなどの埋設管等が支障となる場合の移設工事、電線共同溝本体工事、電線管理者の工事等を段階的に取り組むなど、完成まで長期にわたる事業です。

電線共同溝方式による無電柱化の整備では、道路延長約 400mの整備に約7年の期間を要すると言われています。

図6 電線共同溝工事の流れ



(出典：東京都ホームページ)

(2) 整備費用が高い

電線共同溝方式による無電柱化の整備には、一般的に施設延長[※]1km当たり 5.3 億円（国土交通省調べ）の費用を要し、道路管理者及び電線管理者の負担が大きく無電柱化が進まない要因の一つとなっています。

※施設延長：電線共同溝施設の延長

図7 電線共同溝の整備に係る費用負担

道路管理者負担額 3.5 億円 / km	電線管理者負担額 1.8 億円 / km
-------------------------	-------------------------

（出典：東京都無電柱化計画）

(3) 地上機器設置場所の確保

電線共同溝方式による無電柱化の整備にあたっては、電線類は地下空間に埋設されますが、一部の設備は埋設することができないため、地上機器を設置する必要があります。

しかし、歩道がない道路や歩道幅員の狭い道路、埋設物が密集している道路の場合、歩道上に地上機器の設置場所を確保することが困難なため、無電柱化が進まない要因となっています。

第3章 小平市における今後の取組

1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 無電柱化の目的

目的1 都市防災機能の強化（防災）

災害時の電柱の倒壊をなくし、道路の寸断を防止することで、避難や緊急車両の通行の確保を図ります。また、電線類を地中に埋めることで、電線の切断リスクを減らし、ライフラインの安定供給の確保を図ります。



(出典：国土交通省ホームページ)

図8 災害時の電柱倒壊事例

目的2 安全で快適な歩行空間の確保（安全）

通行の妨げとなる電柱をなくすことで歩行者はもちろん、ベビーカーや車いす利用者が移動しやすい歩行空間の確保を図ります。

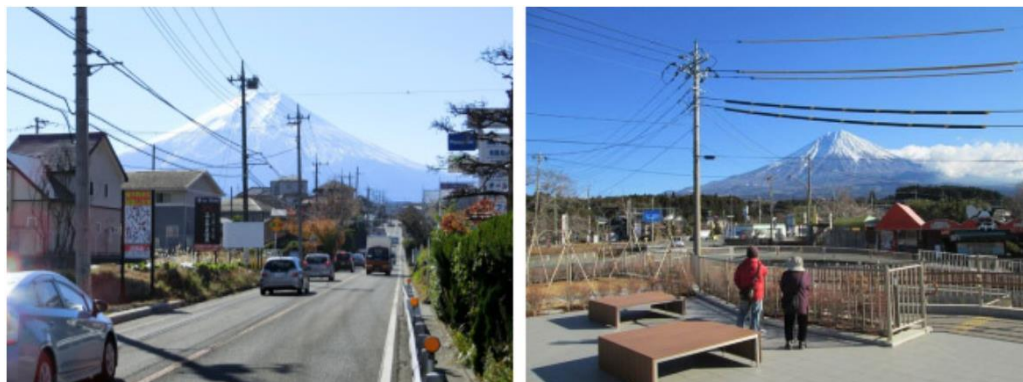


(出典：国土交通省ホームページ)

図9 通行を妨げる電柱

目的3 良好な都市景観の確保（景観）

視線を遮る電柱や電線をなくし、良好な景観の創出を図ります。



（出典：国土交通省ホームページ）

図10 風景を台無しにする電柱

目的4 まちのにぎわいの創出（まちのにぎわい）

まちを美しくし、まちのにぎわいの創出を図ります。



（出典：国土交通省ホームページ）

図11 電柱のない美しい街なみ

(2) 優先的に無電柱化を検討する路線

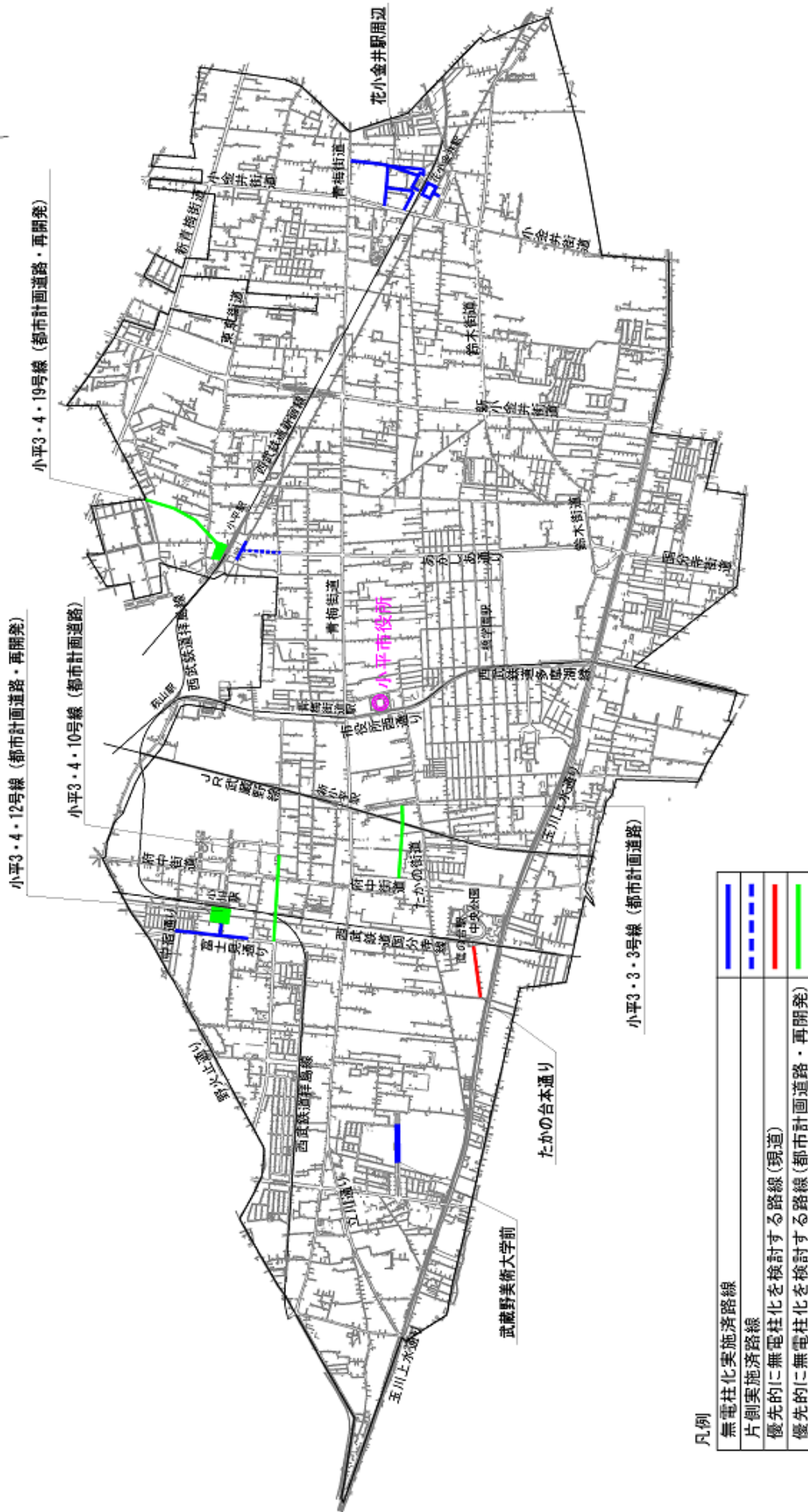
防災・安全・景観・まちのにぎわいの4つの観点から選定された路線及び都市計画道路事業や市街地再開発事業で計画されている路線について無電柱化の推進を検討していきます。

路線名	事業名等	道路延長	整備延長
市道第 B-21 号線	たかの台本通り	0.32km	0.32km
小平 3・3・3 号線 (府中街道～山王通り)	都市計画道路事業	0.40km	0.80km
小平 3・4・10 号線 (富士見通り～市道第 A-61 号線)	都市計画道路事業	0.50km	1.00km
小平 3・4・19 号線 (東京街道～東久留米市境)	都市計画道路事業	0.50km	1.00km
小平 3・4・12 号線等	小川駅西口地区 市街地再開発事業	-	-
小平 3・4・19 号線等	小平駅北口地区 市街地再開発事業	-	-

※道路延長、整備延長は変更となる可能性があります。

上記以外の路線については、路線ごとの課題や今後の財政状況等を踏まえ、無電柱化の事業化の可否を研究していきます。

図12 優先的に無電柱化を検討する路線



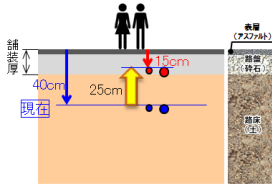
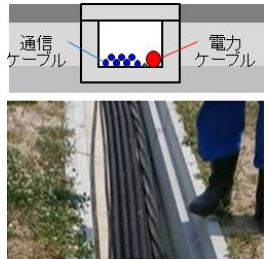
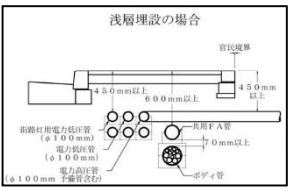
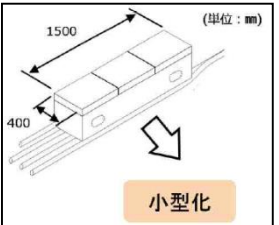
2 無電柱化の推進に向けた施策

(1) 低コスト手法の導入

電線共同溝方式による無電柱化の整備は、事業期間が長く、多額の費用を要するため、無電柱化が進まない要因となっています。

そこで、国及び東京都が取り組んでいる浅層埋設や特殊部の小型化等の低コスト手法の導入の可能性を検討し、工期短縮と整備費用の縮減を図ります。

図 1 3 国及び東京都における低コスト手法の取組状況

主体	検討内容		
<p style="text-align: center;">国</p> <p>(出典：国土交通省ホームページ)</p>	<p style="text-align: center;">浅層埋設方式 (実用化済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行より浅い位置に埋設  <p style="text-align: center;">(歩道：浅層埋設の緩和)</p>	<p style="text-align: center;">小型ボックス方式 (実用化済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型化したボックス内にケーブルを埋設  <p style="text-align: center;">(小型ボックスの事例)</p>	<p style="text-align: center;">直接埋設方式 (実証実験を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルを地中に直接埋設  <p style="text-align: center;">(通信線直接埋設事例)</p>
<p style="text-align: center;">東京都</p> <p>(出典：東京都無電柱化計画)</p>	<p style="text-align: center;">浅層化の適用 (マニュアルに反映済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設深さの基準緩和を受け東京都でも独自に検証  <p style="text-align: center;">(浅層埋設の例)</p>	<p style="text-align: center;">新たな管路材の採用 (現行規定見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より安価で施工性の良い新たな管路を採用  <p style="text-align: center;">(新たな管路材イメージ)</p>	<p style="text-align: center;">特殊部の小型化 (新方式の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊部の小型化で材料と土工を縮減  <p style="text-align: center;">(小型特殊部イメージ)</p>

(2) 既存ストックの活用

既存の道路には、上下水道やガスなど様々な埋設企業者の管路等が埋設されており、無電柱化する際に支障となった場合、移設工事にかかる費用と長期にわたる施工期間が課題となっています。

その対応策として、電線管理者が所有する管路やマンホール等の既存設備（既存ストック）を電線共同溝の一部として活用することにより、新設規模の縮小や支障移設の回避が可能となることから、整備費用の抑制や工期の短縮が図れます。

また、既存ストックを活用することで、電線管理者による電線共同溝本体工事と引込管・連系管工事の一括施工が可能となり、さらなる工期短縮が期待できます。

(3) 公共用地・民有地を活用した地上機器の設置

道路上に地上機器の設置スペースがない場合や、地上機器を設置することにより歩行者の通行空間が十分確保できない場合等は、地上機器の設置場所として、公園などの公共用地を基本に、状況に応じて歩道状空地等の民有地の活用を検討します。



(出典：東京都無電柱化推進計画)



(出典：東京都無電柱化計画)

図14 公共用地等への地上機器設置事例

(4) 補助制度の活用

電線共同溝方式による無電柱化の整備には、多額の費用がかかるため、無電柱化を推進するためには、財源の確保が重要となります。

そこで、従来の「社会資本整備総合交付金」や「区市町村無電柱化事業に対する都費補助制度」のほか、東京都が区市町村道における無電柱化を推進するために創設した「無電柱化チャレンジ支援事業」を有効に活用することで、効率的で効果的な無電柱化事業の実現に努めていきます。

図15 無電柱化チャレンジ支援事業の概要



(出典：東京都ホームページ)

3 施策を推進するために必要な事項

(1) 関係者間の連携

無電柱化の整備には、地域住民や電線管理者をはじめとした多くの関係者と市が協力しながら事業を進めていく必要があります。

そのため、関係者に対し積極的に情報提供を行い、密に連携を図っていきます。

(2) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるため、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行っていきます。



図16 オープンハウスによる広報活動

【参考資料】

(1) 無電柱化法の概要

項目	主な内容
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進 ○国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担 ○地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献
国等の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○国：無電柱化に関する施策を策定・実施 ○地方公共団体：地域の状況に応じた施策を策定・実施 ○事業者：道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発 ○国民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力
無電柱化推進計画の策定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ○国：義務 ○都道府県及び区市町村：努力義務
無電柱化の推進に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動・啓発活動 ○無電柱化の日の制定（11月10日） ○国・地方公共団体による無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止・制限等の実施 ○道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去 ○無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及 ○無電柱化工事の施工等のための関係者相互の連携及び協力 ○政府による必要な法制上、財政上又は税制上の措置等の実施

(2) 無電柱化推進計画の概要

項目	主な内容
無電柱化の推進に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○取り組み姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指す ○進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な役割分担による無電柱化の推進 ・国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映 ・無電柱化の対象道路（防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興、オリンピック・パラリンピック関連の道路） ○無電柱化の手法 <ul style="list-style-type: none"> ・地中化方式（電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式） ・地中化方式以外の方式（軒下配線方式、裏配線方式）
無電柱化推進計画の期間	○平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3年間
無電柱化の推進に関する目標	○約1,400kmの無電柱化
無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進 ○財政的措置 ○占用制度の的確な運用 ○関係者間の連携の強化
施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動 ○地方公共団体への技術的支援

(3) 東京都無電柱化推進条例の概要

項目	主な内容
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○無電柱化の重要性に関する都民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進 ○都、区市町村、関係事業者の連携と都民の協力の下に無電柱化を推進 ○地域住民の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう行う
都等の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○都：無電柱化の推進に関する施策を策定・実施 ○関係事業者：電柱・電線の道路上への設置抑制・撤去・技術開発 ○都民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力
東京都無電柱化計画の策定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針・目標等を定めた無電柱化計画を策定・公表 ○区市町村が実施する無電柱化の推進に関する施策を反映するなど、区市町村と連携 ○策定・変更時は関係電気事業者、関係電気通信事業者、都民の意見を聴取
無電柱化の推進に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動・啓発活動 ○道路占用の禁止、制限等の実施（道路法 37 条 1 項の規定により） ○関係事業者は、道路事業や市街地開発事業等の実施の際、これらの事業の状況等を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去の実施 ○無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及 ○無電柱化工事の施工等のため、都と関係事業者等は相互に連携、協力

(4) 東京都無電柱化計画の概要

項目	主な内容
無電柱化の推進に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○電線共同溝方式を基本として整備 ○優先的に整備する道路 <ul style="list-style-type: none"> ・計画幅員で完成している歩道幅員2.5m以上の都道 ・都市計画道路の新設又は拡幅事業と同時施工 ・歩道設置事業、交差点すいすい事業、拡幅事業と原則、同時施工 ・土地区画整理事業、市街地再開発事業等で整備する都道
今後10年の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○環状七号線の内側エリアの整備対象箇所が無電柱化事業に着手 ○道幅の狭い道路での整備手法を確立 ○山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備 ○区市町村がこれまで以上に主体的、積極的に事業を推進 ○民間事業者等による取組がこれまで以上に展開 ○整備コストを1/3カット
無電柱化の推進に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○都道の無電柱化 <ul style="list-style-type: none"> ・防災：緊急輸送道路から災害拠点病院等への連絡路線にまで拡大し、かつ、環状七号線の内側エリアに拡大 ・安全：バリアフリーと一体的に整備、道幅の狭い区市町村道への活用も検討 ・景観：主要駅周辺、観光地周辺の無電柱化 ○区市町村との連携 ○まちづくりにおける無電柱化の面的展開 ○技術開発の推進
施策を推進するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○既存ストックの活用促進 ○電線管理者への財政支援 ○事務手続きの簡素化 ○無電柱化事業のPR

(5) 東京都無電柱化推進計画の概要

項目	主な内容
無電柱化の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○都市防災の機能の強化 ○安全で快適な歩行空間の確保 ○良好な都市景観の創出
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック・パラリンピック関連路線の完了 <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 大会開催に向けてセンター・コア・エリア内や競技会場等周辺の無電柱化完了に向けて整備を行っていく ○都市防災機能の強化に寄与する路線の重点整備 <ul style="list-style-type: none"> ・①緊急輸送道路②環状七号線内側③区市町村庁舎、防災拠点病院を結ぶ都道など「都市防災機能の強化」に寄与する路線を選定し、重点的な整備を行っていく ○良好な都市景観の創出に向けた無電柱化を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・主要駅周辺において美しい街並みの形成を目指すものとして整備を行っていく ○区市町村道の無電柱化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の狭い区市町村道における無電柱化を促進していく
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 26 年度から令和 2 年度（2020 年度）までの 7 年間
整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都内の国道、都道、区市町村道における令和 2 年度（2020 年度）までの無電柱化の整備計画延長は、1,154km ○都道においては、センター・コア・エリア内、第一次緊急輸送道路、環状七号線内側エリア及び区市町村庁舎や災害拠点病院など、災害時や災害復旧の拠点となる施設等を結ぶ路線の無電柱化を推進

【用語解説】

行	用語	説明
あ行	裏配線方式	無電柱化をしようとする主要な通りの裏通りに電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家（建物等）へ架空線で電線類を引き込み、主要な通りを無電柱化する方式のこと。
か行	既存ストック	電線共同溝の一部として活用される電力・通信事業者の管路やマンホール等の既存埋設物（設備）のこと。
	緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路のこと。（第1次～第3次まで設定）
	小型ボックス方式	小型化したボックス内に電力、通信事業者のケーブルを収容する従来の電線共同溝方式に比べて、低コストでコンパクトな方式のこと。
さ行	災害拠点病院	災害時において、主に重症者の収容・治療を行うために指定された病院のこと。
	市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、都市再開発法に基づき、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行う事業のこと。
	自治体管路方式	地方公共団体が管路やマンホールを敷設し、電線管理者がその管路を利用して入線する方式のこと。管理等は、地方公共団体が行う。
	浅層埋設方式	管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式のこと。埋設位置が浅くなることで、掘削土量が削減され、コスト縮減と工期短縮になる。
た行	単独地中化方式	電線管理者が自らの費用で地中化を行い、整備後も管理する方式のこと。電柱や電線の占用を法で制限できないことや費用負担等の課題もあり現時点では適用事例が少ない状況。
	地上機器	高圧の電気を低圧に変更する変圧器や電気の流れを切り替える開閉器で、電線類を地中化する際に地上に設置する箱状の機器のこと。
	直接埋設方式	電線類を直接地中に埋設する方式のことで、沿道開発や修繕に伴う舗装撤去時のケーブル防護方法等が課題。
	電線管理者	道路上の電柱・電線の設置・管理を行う事業者のこと。
	電線共同溝方式	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路の地下空間を活用して2以上の電力又は通信線をまとめて収容する電線類地中化方式のことで、現在最も一般的な無電柱化方式となっている。
	道路管理者	道路法で認定された道路の維持管理を行う者のこと。道路の種類により管理者が異なる。
	道路占用	道路に電柱や上下水道管、ガス管など一定の施設を設置し、継続して道路を使用すること。
	特殊部	需要家へ電気や通信を供給するための分岐・接続等を行う分岐部、ケーブルの接続を行う接続部の総称。
	都市計画道路	都市計画法に基づいて、位置・経路・幅員などが定められた都市の骨格となる道路のこと。安全かつ快適な交通を確保するとともに、災害時には延焼遮断機能や避難路としての役割を果たすなど、多面的な機能を有する。
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。
な行	軒下配線方式	無電柱化をしようとする通りの脇道に電柱を設置し、そこから各家屋の軒下・軒先沿いに配線し、各戸に引き込む方式のこと。
は行	引込管	電力、通信事業者のケーブルを電線共同溝から需要家等に供給するために敷設する管路のこと。
	歩道状空地	道路に沿って私有地内に設けられる歩道状の空地のこと。

ま 行	無電柱化	電線の地下への埋設、裏通りからの配線、軒下等の配線により、道路から電柱をなくすこと。
	無電柱化率	道路の総延長に対する無電柱化された道路延長の割合（％）のこと。
や 行	要請者負担方式	無電柱化を希望する地域住民等の負担により地中化する方式のこと。電柱や電線の占用を法で制限できないことや費用負担等の課題もあり、現時点では適用事例が少ない。
ら 行	連系管	電力、通信事業者のケーブルをマンホール、電柱等の周辺設備から電線共同溝に連結するために敷設する管路のこと。

小平市無電柱化チャレンジプラン

発行年月	令和2年（2020年）3月
編集・発行	小平市都市開発部道路課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333 番地
電話番号	(042)341-1211（代表）
電子メール	doro@city.kodaira.lg.jp